

# 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び 環境省関係告示の整備に関する告示について

令和2年2月  
環境省自然環境局

## 1. 趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、同法により定められた第一種動物取扱業の登録拒否事由の追加（新法\*第12条第1項）、動物取扱責任者の選任要件の厳格化（新法第22条第1項）、動物取扱責任者研修の適正化（新法第22条第3項及び第4項）、動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加（新法第21条の5）、周辺的生活環境が損なわれている事態（新法第25条第1項及び第2項）、特定動物の飼養及び保管の禁止の特例（新法第25条の2）、特定動物の飼養又は保管の目的（新法第26条第1項）、所有者の判明しない犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合（新法第35条第3項）その他所要の規定を定めるため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）の改正を行うもの。

また、併せて、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年1月環境省告示第26号）等、改正法の施行に伴う環境省関係告示の整備を行うもの。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

## 2. 概要

### （1）第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加（第3条関係）

- ① 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者として、登録取消し処分に係る行政手続法に基づく聴聞の通知後に事実上不利益処分を免れようと廃業等の届出を行う業者を規定する。
- ② 環境省令で定める使用人として、事業所の業務を統括する者を規定する。

### （2）動物取扱責任者の選任要件の厳格化（第9条関係）

改正法により、動物取扱責任者の選任要件について「十分な技術的能力」及び「専門的な知識経験」の双方が求められることとなったため、これを施行規則で明確化するとともに、獣医師及び愛玩動物看護師についても要件を満たす資格として規定する。

なお、現任の動物取扱責任者は、これらの要件について改正法の施行の日から3年間は従前の例によるものとする。

### （3）動物取扱責任者研修の適正化（第10条関係）

地方分権提案事項に関する閣議決定等を踏まえ、研修回数及び時間に係る義務付けを廃止するなど、都道府県知事等の裁量が確保できる規定に見直しを行う。

### （4）動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加（第10条の2関係）

改正法により、帳簿の備付け等の対象動物が動物全般に拡大し、対象業態も拡大されたことに伴い、犬猫については個体ごとに、犬猫以外の動物についてはその品種等ごとに記載するものとする。また、犬猫の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者についてもこれを準用する。

#### (5) 周辺的生活環境が損なわれている事態（第 12 条関係）

改正法を受け、従来の規定に加え、「日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態」を規定し、複数の苦情の申出がなくとも、特定の個人に健康被害が生じている場合などに都道府県知事による指導・助言等を行うことを可能とする。

#### (6) 特定動物の飼養及び保管の禁止の特例（第 13 条関係）

特定動物の愛玩目的等の飼養又は保管が禁止されたところ、非常災害時に対応する場合等公益上必要があるものについて禁止の特例として規定するとともに、国の職員が遺失物法に規定に基づく業務に伴って飼養又は保管を行う場合について規定する。

#### (7) 特定動物の飼養又は保管の目的（第 13 条の 2（新規）関係）

特定動物の飼養及び保管の禁止の特例となる「環境省令で定める目的」として、

- 動物園その他これに類する施設における展示
- 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- 生業の維持
- 改正法施行の際現に愛玩目的等で特定動物（交雑種含む）の飼養等を行う者について、許可の有効期間が満了したとき又は特定飼養施設の所在地変更等の事由が生じたときに、同様の目的で継続的に当該個体を飼養又は保管する場合
- 特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、相続人が継続して飼養又は保管を行う場合
- 動物による生活環境の保全上の支障を防止すること等、その他公益上の必要があると認められる目的

#### (8) 所有者の判明しない犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合（第 21 条の 3（新規）関係）

- 周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
- 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

を規定する。

#### (9) 関係告示の整備

以下の告示について所要の改正を行う。

- ① 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月環境省告示第 37 号）
- ② 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成 16 年 4 月環境省告示第 33 号）
- ③ 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年 1 月環境省告示第 20 号）
- ④ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（平成 18 年 1 月環境省告示第 23 号）
- ⑤ 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成 18 年 1 月環境省告示第 26 号）
- ⑥ 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 25 年 4 月環境省告示第 47 号）

### 3. 公布日・施行日

公布日：令和2年2月28日

施行日：2. (1)～(5)及び(8)・(9)の規定 改正法の施行の日（令和2年6月1日）  
2. (6)・(7)の規定 令和2年3月2日